

第1章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方や住民の生活や産業活動等に必要な都市施設の整備などを定めるものです。

都市計画マスタープランは、正式には、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本方針」として定めるもので、長期的な視点に立ち、都市の将来像を示すことにより、住民・事業者・行政が共有し、協働によるまちづくりの実現を図っていくための指針となるものです。

【都市計画マスタープランの役割】

- 市町村のまちづくりの長期的な指針となるもの
- 個別の都市計画決定や変更の際に、指針となるもの
- まちづくりに係る多様な分野間の施策・事業等の相互調整を図るもの
- 住民・事業者へのまちづくりの関心を理解による協働のまちづくりを図るもの

(2) 篠栗町都市計画マスタープランについて

- 平成4年6月に都市計画法が改正され、住民に最も身近な自治体である市町村が、都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」を定めるものとなりました。
- 篠栗町では、平成13年に篠栗町のまちづくりの理念や目標、課題に対応した整備方針等を明らかにすることを目的として、令和2年度を目標年次とする「篠栗町都市計画マスタープラン」の策定を行いました。

2. 見直しの背景と目的

◆まちづくりに関連する各種法規制等の改正

現計画である篠栗町都市計画マスタープランの策定から10年以上が経過し、その間、人口減少、少子高齢社会の到来や環境負荷の高まり等から、都市計画法や運用指針等が改正され、まちづくりの視点として集約型都市構造への再編や低炭素型社会への転換等をみすえ、まちづくりの考え方が大きく変化してきました。

また、平成17年には景観緑三法が全面施行となり、良好な景観の保全・形成、緑地の充実に関する仕組みが構築され、これらの視点を踏まえた篠栗町のまちづくりの方針を示していくことが求められています。

さらに、平成23年の東日本大震災をはじめ、全国各地で豪雨災害等も数多く見られるようになり、災害に強いまちづくりのあり方も、これまで以上に重要な視点として求められており、土地利用や交通環境を中心に、防災まちづくりとの整合したまちづくりの方針を示していくことが不可欠となってきています。

時代のニーズにあった実効性のある都市計画マスタープランとするために、このような変化への対応が必要となっています。

◆「篠栗町総合計画」との整合性の確保

篠栗町では、子どもたちが親の世代となる30年程度先を展望しながら、まちづくりの方向と目指す将来像を示す「第5次篠栗町総合計画」を平成25年3月に策定し、新たなまちづくりのビジョンを定めました。

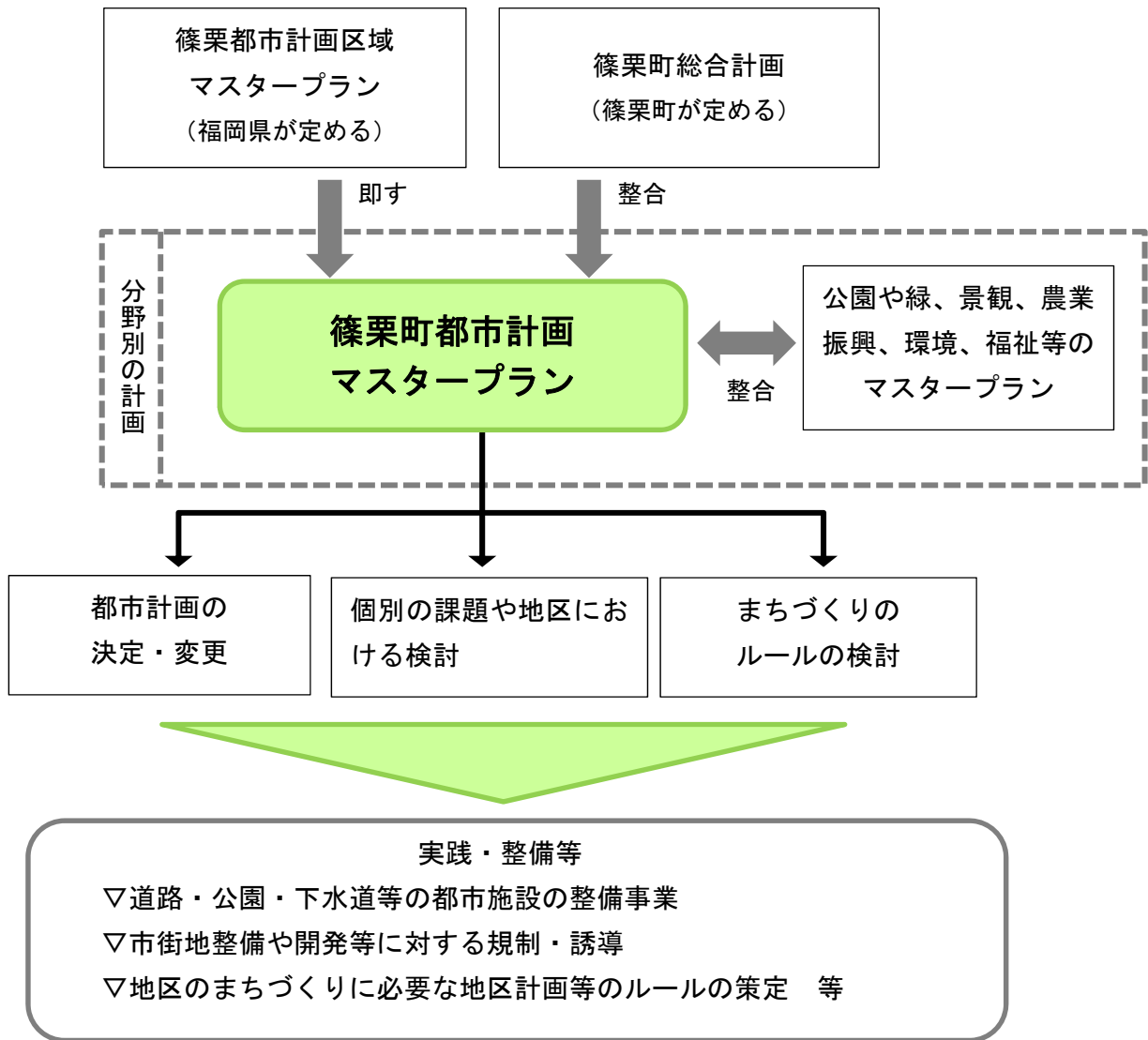
その後、平成30年3月に「第6次篠栗町総合計画」、令和5年3月には「住民・行政の協働の方向性」を示した「第7次篠栗町総合計画」が策定されています。

そのため、上位計画にあたる篠栗町総合計画との整合性を図ることが必要となっています。

3. 「篠栗町都市計画マスタープラン」の位置づけ

「篠栗町都市計画マスタープラン」は、篠栗町のまちづくりの基本的な方針を示すものとして、福岡県が都市計画区域ごとに定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即するものとするとともに、篠栗町におけるまちづくりの上位計画である「篠栗町総合計画」や、その他、まちづくりに関連する各種計画との整合を図りつつ策定します。

▼都市計画マスタープランの位置づけ



4. 計画の目標年次

現行の篠栗町都市計画マスタープランは、平成12年を基準年次に、概ね20年後の令和2年(2020年)を目標年次、その中間年次を平成22年(2010年)と設定していました。

現計画が策定されて概ね10年以上が経過していること、またその間、まちづくりを取り巻く社会的な背景が大きく変わり、篠栗町においても、これからの時代を見すえた新たなまちづくりの方向性を示していくことが必要です。

そこで、本計画では、平成24年を基準年次とし、20年後の令和14年を目標にみすえたまちづくりの方針を示すこととします。

なお、10年後の令和4年を中間年次と位置づけ、社会状況の変化や時代のニーズ等をふまえ、必要に応じた検証を行うこととします。

目標年次 **令和14年(2032年)**

中間年次 **令和4年(2022年)**

5. 篠栗町都市計画マスタープランの構成

篠栗町都市計画マスタープランの構成は、以下のとおりです。

